

漁獲超過・未消化の調整に関する取り決め

決議

- 8 拡大委員会はそのメンバーによって行われているみなみまぐろ漁業に即時に適用するための漁獲超過・未消化解決方法を議論し合意するべきである。決議文案は以下の通り：
- 9 拡大委員会は：
 - a) 主要な保存手段の有効な運用の必要性を認識し；そして
 - b) メンバーの異なる国別割当量を考慮し
 - c) 以下に決議する：
 - i) 当該年の国別割当の3%までの未消化分（あるいは国別割当500トン以下の場合は10%）は次年国別割当に繰り越してもよい。当該年における国別割当に対する超過分は次年国別割当から差し引かなければならない。

CCSBT-EC/0510/SBT Fisheries-New Zealand

ニュージーランド SBT 漁業のレビュー

1. 序文

国内のみなみまぐろ（SBT）漁業は開始以来、EEZの中で、手釣り、引き縄及びはえ縄により行われてきた。近年ではほとんどのSBTは表層はえ縄漁業により漁獲されており、ごく一部が引き縄あるいはホキを対象とした中層トロールにより混獲されている。国内漁業は様々な漁船によって行われており、これには数多くの個人所有の小型船、超低温機能を備えた幾つかの外国製の大型漁船及び4-5隻のニュージーランドに用船された日本の大型はえ縄船が含まれる。用船された漁船及びニュージーランド漁船は共に、ニュージーランドに割り当てられた漁獲量を互いに競合しながら漁獲する。

ニュージーランドの漁業年は10月1日から始まり、翌年9月30日に終了する。SBTは3、4月から8月又は9月まで季節的にニュージーランド水域に

出現する。漁場は北島東岸沖南緯 42 度、及び南島西岸沖南緯 42 度の二つである。月及び緯度毎の SBT 漁獲分布を図 1 に示す。図 1 を見ると 2003/04 年漁期は、東海岸においてに西海岸より、幾分より早くかつ大きな漁獲があったことが分かる。

ニュージーランドの 2003/04 年漁期は、国別割当の消化を予測し 2004 年 7 月 12 日（真夜中）に終了された。漁期終了時までには 397 トンのみが漁獲された。

CCSBT-EC/0510/SBT Fisheries-Taiwan

2003/2004 年の台湾 SBT 漁業のレビュー

1. 序文

台湾は 1970 年代より伝統的にみなみまぐろ（SBT）を漁獲している。SBT は一部季節的に対象としている漁業とピンナガノメバチ漁業の混獲として漁獲されている。季節的に SBT を対象としている漁業は主に超低温冷蔵を備えたはえ縄船で、南緯 30°～35°付近で、二つの漁期、すなわち 6 月から 9 月及び 10 月から翌年 2 月にかけて操業を行っている。周年 SBT を対象とする漁業は行われたことがない。2004 年の総漁獲量は暫定的に 1,298 トンと推定されており、これは昨年 2003 年より 170 トン増加している。2004 年の漁獲は、CCSBT により割り当てられている 1140 トンを超えている。従って、超過漁獲量 158 トンを 2005 年割当から差し引く予定でいる。

CCSBT-EC/0510/SBT Fisheries-Philippines

CCSBT への 2005 年フィリピンの報告

この報告書にはみなみまぐろ（SBT）を漁獲した漁船数、漁獲量及び 2005 年の日本への輸出量が記載されている。

昨年報告したように、フィリピンの大型巻き網船は、入漁協定、合弁、現地法人化して隣国水域で操業を行い、その漁獲物の多くはフィリピンの港に加工用として水揚げされた。公海域においても、巻き網及びはえ縄により漁獲が行われている。1998年フィリピン漁業法が可決されたことにより、フィリピン漁船がフィリピンEEZを超えて大西洋及びインド洋のような他の水域へ進出することが促進され、キハダ、メバチ及び時に混獲としてSBTなどまぐろ類を漁獲するようになった。

フィリピンはSBTの漁獲を認めている漁船25隻を登録しているが、2005年1月から6月において、3隻の漁船のみがSBTを漁獲した。24.5トンのSBTが日本に輸出された。

CCSBTの保存管理措置の実施のため、フィリピン船籍の漁船は、漁業法のもとフィリピン水域の外で操業する前に、国際漁業許可証をフィリピン漁業水産資源局より取得しなければならない。また、これらの船は、魚の漁獲、損失、水揚げ港及び漁獲した魚の量と価値、転載、販売及び/又は投棄に関する日誌を付けることが要求されている。

フィリピン国籍の漁船が統一した報告様式を持つために、フィリピンまぐろ漁業協会は地域漁業管理機関の要求と一致する形でまぐろ類の漁獲統計を向上させるログシートの導入を図った。さらに漁業水産資源局は2004年10月以降フィリピン水域以外で操業する漁船以外、新しい漁業許可の発給を凍結している。一方で、水産会社がフィリピンにおいて新しい許可を得るため漁船を輸入できるように、輸入前に同等のトン数をスクラップしなければならないよう求めている。

最近のまぐろ協議会において、まぐろ類資源の持続的な管理のためのフィリピンまぐろ類管理計画も承認された。さらに、フィリピンの漁業会社と漁業水産資源局との間で、フィリピン漁業のための監視及びコントロール対策の協定が発効した。

CCSBT-EC/0510/SBT Fisheries-Australia

オーストラリアみなみまぐろ漁業の年間レビュー

1. 序文

この報告書は 2003-04 漁業年（クォーター年）におけるオーストラリアみなみまぐろ（SBT）漁業の漁獲量及び漁業活動を要約したものである。また、2004-05 年における表層漁業の予備データも提供している。

オーストラリア国内の 2003 年及び 2004 年の暦年の漁獲量はそれぞれ 5827 トン及び 5062 トンであった。2003 年暦年の漁獲量は事前に合意されたオーストラリアの割当 5265 トンより大きくこれは、二つの漁業年の漁獲が足しあがっているためである。2002-03 年漁業年の漁獲量は 5391 トンで、2003-04 年は 5120 トンであった。2002-03 年には漁獲超過があり、これらは 2003-04 年漁期に調整された。2005 年 8 月に 2003-04 年漁期における 5764 キロの違法漁獲に対する訴訟があった。この漁獲量を報告されている漁期の漁獲量に加えると 5126 トンとなり、これも合意されたオーストラリアの漁獲割当以下となる。この漁獲量はこの報告書に含まれるどの統計にも含まれていない。

CCSBT-EC/0510/SBT Fisheries-Japan

2004 年漁期における日本の SBT 漁業のレビュー

1. 序文

日本の遠洋まぐろはえ縄業界は、全世界からのまぐろ類の輸入に伴う過剰供給による魚価の低迷により厳しい経営状態に直面している。さらに燃油価格の上昇によりさらに業界は厳しい状況に置かれている。